古河市企業ＰＲ動画作成等委託業務プロポーザル選定委員会要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、古河市企業ＰＲ動画作成等の業務委託を適正に執行するため、技術、企画等に基づく提案方式による委託業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

　（委員会の設置等）

第２条　前条の目的を達成するため、古河市企業ＰＲ動画作成等委託業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」と総称する。）

をもって構成する。

３　委員長は産業部長を、副委員長は商工観光課長を、委員は商工観光課長補佐（企業支援係を除く。）をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

　（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び審査を行うものとする。

　(１)　委託業者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するための審査基準に関すること。

　(２)　提出された書類の審査及びその評価に関すること。

　(３)　その他候補者の選定に関し必要な事項

　（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議は、委員等の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求めることができる。

４　会議の議事は、出席した委員長以外の委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長は、会議を開くいとまがないときその他の事由により必要と認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。

６　会議は、非公開とし、委員等及び関係職員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

　（審査項目）

第５条　委員会は、次に掲げる審査項目により候補者を選定するものとする。

　(１)　事業の理解度

　(２)　企画提案の的確性

　(３)　提案内容の独創性

　(４)　業務遂行の安定性

　(５)　業務実績

　(６)　見積金額の妥当性

２　前項に規定する評価項目に係る評価、審査方法等については、委員会の

総意により決定する。

　（利害関係に関する申告）

第６条　委員等は、本件の審査に関し参加者と利害関係を有する場合は、事務局に申告しなければならない。

２　委員等は、参加者から故意の接触があった場合は、事務局に通報しなければならない。

　（事務局）

第７条　委員会の庶務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局は、商工観光課企業支援係が担当する。

　（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、委託業者の選定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要領は、令和６年８月７日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、業務の委託契約が締結された日限り、その効力を失う。